

学校法人京都成安学園評議員報酬規程

制定日 平成 7 年 3 月 7 日
最終改正施行日 令和 年 月 日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人京都成安学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）第58条第1項の規定に基づき、学校法人京都成安学園（以下、「本法人」という。）の評議員報酬の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給及び報酬額の算定方法)

第2条 評議員に対して、報酬を支給する。

2 前項に定める報酬の基準、算定方法及び支給額は、別表表1のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 評議員の報酬のうち、別表第1に定める理事会陪席評議員報酬の支給日は毎月20日、評議員基礎報酬の支給日は評議員会開催日の翌月の20日とする。ただし、当日が金融機関の休業日に当たるときは、前営業日に繰り上げて支給する。

2 前項の定めに関わらず、理事長は、支給日を別に定めることができる。

3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(理事会陪席評議員報酬の日割り計算)

第4条 新たに、別表第1に定める理事会陪席評議員報酬の支給対象となった者には、その就任の日から当該報酬を支給する。

2 理事会陪席評議員報酬の支給対象であった者が支給対象でなくなったときは、その前日までの当該報酬を支給する。

3 月の途中において理事会陪席評議員報酬の支給対象となったとき若しくは支給対象でなくなったときの当該報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(交通費)

第5条 寄附行為第32条第1項第2号に定める評議員（以下、「第2号評議員」という。）及び第3号に定める評議員（以下、「第3号評議員」という。）に対する交通費は、居住地から評議員会の会場までの区間について、公共交通機関を利用した場合の実費を次月の評議員報酬の支払日に支給するものとする。寄附行為第32条第1項第1号に定める評議員（以下、「第1号評議員」という。）に対してはこれを支給しない。

2 交通費の支給対象交通機関は鉄道及びバス運賃とし、別表第2によって支給する。

- 3 交通費は、原則として、法人本部長が妥当と認めた経済的かつ合理的な順路により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情があると法人本部長が認めた場合は、現に使用した順路により計算する。
- 4 鉄道の片道距離が100キロメートル以上の場合は、特別急行列車を利用することができる。
- 5 宿泊費は、これを支給しない。ただし、天災その他やむを得ない事情があると法人本部長が認めた場合は、別表第3により宿泊費を支給する。

(費用)

- 第6条 評議員が出張した場合の旅費は、学校法人京都成安学園旅費規程に基づき支給する。
- 2 第1号評議員を除く評議員が、評議員会以外の会議等に出席した場合は、交通費を支給する。
 - 3 評議員が職務の執行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

- 第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、1円に切り上げるものとする。

(退任慰労金の支給)

- 第8条 評議員に対する退任慰労金は、これを支給しない。

(作成、備置き及び閲覧)

- 第9条 本法人は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。
- 2 本法人は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。
 - 3 本法人は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

- 第10条 本法人は、この規程を本法人のホームページに公表する。

(補則)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

- 第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（1）評議員基礎報酬

現に本法人の職員である評議員を除く評議員に対して支給する。

支給対象評議員	支給対象職務	報酬日額
第2号評議員・第3号評議員	評議員会出席 理事長が必要と認めた場合	10,000円

（2）理事会陪席評議員報酬

支給対象評議員	支給年額	支給月額
第2号評議員・第3号評議員	1,200,000円	100,000円

別表第2（第5条第2項関係）

利用交通機関		運賃・料金等	支給条件等
鉄道	在来線	運賃	距離にかかわらず支給
		普通車指定席特急料金	片道100キロメートル以上の場合支給
	新幹線	運賃	片道100キロメートル以上の場合支給
		普通車指定席特急料金	片道100キロメートル以上の場合支給
バス	路線バス	運賃	距離にかかわらず支給

別表第3（第5条第5項関係）

宿泊地	宿泊費（1泊）支給上限額
東京都・政令指定都市	13,000円
東京都・政令指定都市以外	10,000円

注．支給額は、上記の額を上限とし、それを超える額は自己負担とする。